（勾留期間の延長に関する裁判書の謄本等の被疑者への提供の請求等・法第二百八条等）

第百五十四条　前条第一項の延長の裁判があつたときは、被疑者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの被疑者への提供を請求することができる。

一　前条第一項の裁判書が書面である場合　裁判書の謄本

二　前条第一項の裁判書が電磁的記録である場合　裁判書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の五第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「第一号に掲げるもの」とあるのは「第一号に掲げるもの及び第百五十三条第一項の裁判書若しくはその抄本であつて被疑事実の要旨の記載がないもの又は当該裁判書に記録されている事項の全部若しくは一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの」と、「第二号に掲げるもの」とあるのは「第二号に掲げるもの並びに第百五十三条第一項の裁判書若しくはその抄本であつて被疑事実の要旨の記載がないもの又は当該裁判書に記録されている事項の全部若しくは一部を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたものであつて被疑事実の要旨の記載若しくは記録がないもの」と読み替えるものとする。

（勾留期間の延長に関する裁判書の謄本等の弁護人への提供の請求等）

第百五十四条の二　第百五十三条第一項の裁判があつたときは、被疑者又は弁護人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものの弁護人への提供を請求することができる。

一　第百五十三条第一項の裁判書が書面である場合　裁判書の謄本

二　第百五十三条第一項の裁判書が電磁的記録である場合　裁判書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの

2　前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の六第二項から第六項まで及び第百五十条の七から第百五十条の九までの規定を準用する。この場合において、第百五十条の六第二項中「前項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第四項第二号及び第六項中「謄本」とあるのは「謄本及び第百五十三条第一項の裁判書又はその抄本であつて被疑事実の要旨の記載がないもの」と、「証明がされたもの」とあるのは「証明がされたもの及び第百五十三条第一項の裁判書に記録されている事項の全部又は一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの」と、同条第五項及び第六項中「第一項の規定による請求」とあるのは「第百五十四条の二第一項の規定による請求」と、第百五十条の七中「前条第一項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第三項中「第百五十条の五第一項」とあるのは「第百五十四条第一項」と読み替えるものとする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第二百十八条）

第百五十五条　差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～十　略］

十一　書面による令状の発付を求めるときは、その旨及びその事由

（期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の被疑者への交付の請求等・法第二百八条等）

第百五十四条　前条第一項の裁判があつたときは、被疑者は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の被疑者への交付を請求することができる。

［新設］

2　前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「もの）の謄本」とあるのは、「もの）の謄本及び第百五十三条第一項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と読み替えるものとする。

（期間の延長の裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付の請求等）

第百五十四条の二　第百五十三条第一項の裁判があつたときは、被疑者又は弁護人は、その裁判の記載のある勾留状の謄本の弁護人への交付を請求することができる。

［新設］

2　前項の規定による請求があつた場合には、第百五十条の五第二項から第六項まで及び第百五十条の六から第百五十条の八までの規定を準用する。この場合において、第百五十条の五第二項中「前項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第四項第二号及び第六項中「謄本」とあるのは「謄本及び第百五十三条第一項の裁判の記載のある勾留状の抄本であつて、被疑事実の要旨の記載がないもの」と、同条第五項及び第六項中「第一項の規定による請求」とあるのは「第百五十四条の二第一項の規定による請求」と、第百五十条の六中「前条第一項」とあるのは「第百五十四条の二第一項」と、同条第三項中「第百五十条の四第一項」とあるのは「第百五十四条第一項」と読み替えるものとする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第二百十八条）

第百五十五条　［同上］

［一～十　同上］

［新設］